

政令第 号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「及び福岡市」を「、福岡市及び熊本市」に改める。

附 則

この政令は、令和七年十月一日から施行する。